

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月11日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/mynumber/mynumber-dokuzi.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/mynumber/mynumber-dokuzi.html</a>

執行機関名 千葉県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 私立の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	知事は、私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の生徒に係る入学金の負担の軽減を図るため、千葉県内に私立高等学校を設置している学校法人が行う入学金軽減事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、当該学校法人に対し補助金を交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱第3条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	私立の高等学校等の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱第2条、別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--